

民法の魅力は何か

民法という法律の一分野を担当しています。本学経済学部を設置されている民法科目には、現代民法総論、物権法、債権法総論、債権法各論があります。法学というと、条文を暗記する学問ではないかと思いをなさっている方も少なくありません。しかし、法学は、そのような学問ではなく、制定されている法律を社会で起こる様々な出来事にいかに上手に適用していくかということが中心課題となる学問です。民法は、六法といわれる法典の一角を占める法律であり、特に、我々の日常生活と密接にかかわりのある法律です。民法には、契約や損害賠償、親族・相続といったことや時効などに関して規定が置かれています。法律というと堅苦しいイメージを持つ人もいますが、民法を知っていると、日常生活で起こる出来事一つ一つが興味深いものとなっていきます。

コンビニでおにぎりを買えば「売買契約」、友達にお金を貸せば「消費貸借契約」、学校で授業中隣の席の友達に鉛筆を貸してあげれば「使用貸借契約」、交通事故が起きれば被害者に「損害賠償請求権」が発生し、また、ご親族が亡くなれば「相続」が問題となります。民法を学ぶことはこのような日常生活の出来事に的確に対応する能力を身につけることにつながり、安心・安全な

毎日をおくることに役立ちます。さらには、民法が重要なウエイトを占める資格試験や公務員試験などにも民法の学習は役立つでしょう。経済学部に進学された皆さんが経済学・経営学を修めるのは当然かもしれませんが、法律科目をかじってみることもきっと皆さんの学生生活を豊かにすると思いますよ。

- 債権法総論
- 債権法各論
- 外書講読Ⅰ・Ⅱ(英語)
- 現代民法総論

谷口 聡
(たにぐち さとし)



東京生まれ。高崎経済大学卒業。明治大学大学院博士後期課程単位取得退学。明治大学非常勤講師、東京都立短期大学非常勤講師などを経て、宮崎産業経営大学法学部専任講師。2009年から高崎経済大学経済学部准教授。